

# モンゴル国における日本企業の法的需要について

大正法律事務所 弁護士  
岡 英 男

## 1 はじめに

2015年12月以降、筆者は、外務省からの業務委託により、在モンゴル日本国大使館（以下、「在モンゴル大使館」という）において日本企業支援の業務を行っている。2016年1月から現在（2017年8月）までの間、ほぼ毎月モンゴルに赴き、主に現地日本企業からの法律相談を行っているのであるが、2017年7月末時点で、相談件数は100件を超えている<sup>1</sup>。

このように相談件数がある程度まとまった数になったことから、本稿では、モンゴルにおける日本企業の法的需要を知るための一つの手段として、これらの相談を対象として、日本企業がモンゴルで直面している法律問題、日本企業の法的需要等について分析、検討することを試みたい<sup>23</sup>。

## 2 外務省の弁護士活用事業（日本企業支援）の紹介

まず、在モンゴル大使館での法律相談を行う根拠となっている、外務省の行っている日本企業支援のための弁護士活用事業（以下、単に「本事業」という）について紹介したい。日本企業の海外展開支援について関心が高まっている中、外務省では、平成27年度より、日本企業の海外事業を法的側面から支援するため、在外公館において、日本の弁護士による現地の法令等に関する調査・情報提供（セミナー等）、および法的問題に関する日本企業へのアドバイス（個別法律相談）等を行っている。

本事業において、日本の弁護士に業務委託される業務は、次の全部または一部である。

①日本企業が関わる個別の法的ビジネストラブル等についてのコンサルティング業務（無料相談会の実施、メールでの相談対応等）、②現地の法令、法制度及びその運用に関する調査報告書の作成（法令の翻訳を含む）および日本企業向けセミナーの実施、③在外公館が

---

<sup>1</sup> 2017年7月末時点で法律相談の利用数は107件である。

<sup>2</sup> モンゴルにおける日本企業の法的需要の分析がただちに途上国全般に通じる問題として応用できるものであるとは言えないであろうが、ある程度途上国に共通した問題も多いと思われる。今後の本事業の進め方等についても本稿が参考になれば幸いである。

<sup>3</sup> モンゴルへの日本企業による直接投資は、1990年～2013年までの累計金額で66.2百万US\$。推移をみると、2008年に46.6百万US\$の大型投資があつて以降、翌年には急減したが、2012年まではモンゴル経済の成長、資源価格の上昇等に伴い、日本企業の投資が増加してきた。2013年には再び減少し、2014年、2015年はデータが公表されていないものの、モンゴル経済の低迷、資源価格の低迷等により日本企業による直接投資は停滞している。日本企業の登録企業数は、1990年～2015年8月までの累積で561社となっている（撤退等は勘案されていない）。2012年までは年間20社以上の日本企業がモンゴルに登録していたが、2013年以降は15社に満たない水準となっている（「モンゴルビジネス環境ガイド2017年版」独立行政法人国際協力機構（2017）による）。

現地政府と交渉する際のコンサルティング、意見書の作成、④その他、これらに関連する業務。

本事業を実施する国および公館については毎年度見直しが行われている。

平成27年(2015年)度は、以下の6か国6公館において本事業が実施された<sup>4</sup>。①インド(在コルカタ総領事館)、②インドネシア(在スラバヤ総領事館)、③中国(在中国大使館)、④ミャンマー(在ミャンマー大使館)、⑤モンゴル(在モンゴル大使館)、⑥ネパール(在ネパール大使館)。

平成28年(2016年)度は、以下の6か国13公館において本事業が実施された<sup>5</sup>。①インド(在コルカタ総領事館、在チェンナイ総領事館)、②インドネシア(在インドネシア大使館、在スラバヤ総領事館、在メダン総領事館)、③タイ(在タイ大使館)、④中国(在中国大使館、在広州総領事館、在上海総領事館、在重慶総領事館、在青島総領事館)、⑤ミャンマー(在ミャンマー大使館)、⑥モンゴル(在モンゴル大使館)。

平成29年(2017年)度は、以下の5か国9公館において本事業が実施されている<sup>6</sup>。①インドネシア(在インドネシア大使館、在スラバヤ総領事館、在デンパサール総領事館)、②タイ(在タイ大使館、在チェンマイ総領事館)、③中国(在中国大使館、在青島総領事館)、④ミャンマー(在ミャンマー大使館)、⑤モンゴル(在モンゴル大使館)。なお、このほかに、⑥在ロシア大使館では、同事業の特例として、日本語対応可能なロシア法専門の現地弁護士を招いて、平成29年7月以降、法律セミナーの開催(年度内3回)、個別法律相談の実施(年度内9回)、法令ニュース発信等を実施するとのことである<sup>7</sup>。

本事業を行う在外公館で、事業開始から現在まで継続して事業が行われているのは、インドネシア(在スラバヤ総領事館)、中国(在中国大使館)、ミャンマー(在ミャンマー大使館)、モンゴル(在モンゴル大使館)の4公館である。今後も、需要等に応じて本事業を行う公館の見直しは行われるはずである。

本事業は、日本の弁護士資格を有する者、事務所を委託先として選定することを原則としている。ただし、日本語可能な現地の弁護士資格を有する者、事務所に委託することもあり<sup>8</sup>、実際に、在ロシア大使館における本事業はロシアの現地弁護士が委託先となっている。委託先は大手法律事務所が大半である。たとえば、平成27年の本事業の初年度の例では、TMI 総合法律事務所がコルカタとミャンマー、アンダーソン・毛利・友常法律事

<sup>4</sup> コルカタ、スラバヤ、中国、ミャンマーは平成27年9月に事業を開始。モンゴルおよびネパールは同年12月以降に事業を開始した(2015年11月23日、日本経済新聞、全国版)。

<sup>5</sup> 国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議(第6回)における平成29年3月16日付け外務省経済局官民連携推進室作成資料(以下、本連絡会議における資料番号を用いて、単に、「資料3」という。)

<sup>6</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page23\\_001710.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page23_001710.html) (外務省WEBサイト) 参照。最終閲覧2017年8月4日。

<sup>7</sup> <http://www.ru.emb-japan.go.jp/japan/JNEWS/20170703.html> (在ロシア大使館WEBサイト) 参照。最終閲覧2017年8月4日。なお、平成29年度については、フィリピン・ケニア・タンザニア・エジプトでも日本の弁護士によるセミナー等を開催することが決定しているとのことである。

<sup>8</sup> 特に現地語能力が必須となる業務について特例が認められやすい(資料3)。

務所がスラバヤとネパール、森・濱田松本法律事務所が中国についてそれぞれ委託されている<sup>9</sup>。委託先の決定は毎年度公募により行われている。平成29年度については、インターネットによる申込みも可能となった。なお、モンゴルについては、本事業開始以降、現在まで、筆者が委託先となっている。

### 3 在モンゴル日本大使館における本事業の運営

在モンゴル日本大使館は、平成27年の事業開始から現在まで連続して本事業の対象となっている。現地にある日本企業、日系企業を対象とした法律相談業務を中心に、平成29年度は法律セミナーも開催予定である。法律相談については、大使館の部内業務についての法律相談も一部行っているが、中心となるのは、弁護士が現地に赴いての、日本企業等を対象とした法律相談の実施である。筆者は、本事業の担当弁護士として、各年度11回程度モンゴルに出張している<sup>10</sup>。法律相談は大使館の開館日に実施することから、移動日を含めると1回の出張は最低1週間から長くて10日になる。

大使館の法律相談は、1か月に1週間、原則として連続した平日に行っている。午前10時から午後1時、午後2時～4時の1日5時間の勤務である。大使館内の会議室にパソコン、プリンター、机、整理棚等を配置して、この1週間だけを執務室兼相談室として使用している。

法律相談の受付は、原則として、相談者から事前に大使館の担当職員に電話等で予約を入れてもらい、弁護士に前日までに予定が知らされる。1回の相談時間は30分から1時間として予約が入れられる。予約の際に、強制ではないが可能であれば事案の概要を説明してもらうこととしている<sup>11</sup>。前日や当日に予約が入ることも多い。そもそもモンゴルでは急な約束の変更などが頻繁にあり、予定が立てにくいことがその理由でもあるのだろう<sup>12</sup>。その週の予定がびっしり埋まっているということはまずないので、今のところは、前日や当日の予約でも対応できている。

法律相談にあたっては、相談前に「無料コンサルティング利用規約兼承諾書」を利用者に提出していただいている。本事業が日本企業支援のためのものであることから、相談者に、消費者契約法第2条第1項に定める消費者ではなく、同条第2項に定める事業者であることを表明してもらい、日本企業支援という事業目的以外の相談（例：離婚）を受けな

---

<sup>9</sup> 2015年11月23日、日本経済新聞、全国版。

<sup>10</sup> 日常の弁護士業務は大阪の事務所で行っている。

<sup>11</sup> この事案の概要説明について、大使館員に相談内容を知られたくないという相談者もたまにいる。そのような人は、本当に概要だけ説明するか、(筆者の連絡先を知っている人であれば)筆者に直接依頼してくるか、利用をあきらめるかしていると思われる。モンゴルは在留邦人500人余り(外務省海外在留邦人数調査統計：平成29年要約版)であり、日本人の数が非常に少なく狭い社会なのでこのようなことになっているのだろう。利用促進のためには申込時の受付方法に工夫が必要かもしれない。

<sup>12</sup> モンゴルで直前に予定が変わる例として、最近では、モンゴル政府は2017年7月4日(火)付閣議決定をもって7月10日(月)をモンゴルの国家記念日として休日とし、16日(日)を振替平日としたことがあげられる。7日(金)は休日だったから、ギリギリのタイミングでの休日決定である。

い扱いである<sup>13</sup>。

相談に来るのは、主に日本企業、日本企業の出資した現地法人および個人事業主である。現地に事務所のある企業が多いが、たまたま法律相談の時期にモンゴルに滞在していたという人が相談に来ることもある。

なお、モンゴルにおいては、筆者が無料法律相談から事件受任に至った事件というのはほとんどない<sup>14</sup>。もっとも、現在紛争中で、現地の弁護士を紹介してもらいたいという希望は時々ある。そのような場合に、依頼者の希望に応じて現地弁護士を紹介したことは複数ある<sup>15</sup>。

相談の際、筆者は法律相談票を作成している。相談票は、1週間の相談終了後に取りまとめて、大使館担当者と外務本省担当者に内容を共有している。ただし、守秘義務の関係で相談者が知られたくないと思われるような事情は、筆者の判断で、詳細な記載を避ける場合もある。

法律相談票は、筆者のオリジナルであるが、その記載内容は次の事項からなる。①受付番号、②相談日時、③申込者（相談者）、④相手方、⑤相談の種類（会社、債権債務、行政手続（登録等）、労働、税金、不動産、知的財産、その他、の8種類の事件類型から選択して○を付ける）、⑥相談の内容要旨、⑦回答要旨。全ての相談について、この相談票を作成している。

相談時間は前述のとおり概ね30分から1時間程度であるが、筆者の場合、調査が必要であったり、すぐに判断ができなかったりする場合には、後日、メールで送付するなどの方法で回答することもある。

#### 4 事案の分析

前述のとおり、在モンゴル日本大使館においては、2015年12月から本事業を開始している。実際に法律相談業務を開始したのは2016年1月からである。これまで実施した法律相談について、主に相談票を元にして、以下で分析、検討する。

##### （1）相談の実施件数

各年度の相談実施件数は次のとおりである<sup>16</sup>。

---

<sup>13</sup> とはいっても、相談者が個人事業主であるような場合、相談内容は事業外の内容と区別できないようなことも多い。筆者としては、そのようなときは、明らかに企業相談と無関係であるような場合を除き、関連する相談としてできるだけ広く相談を受けるようにしている。

<sup>14</sup> なお、無料法律相談をきっかけに企業の担当者等と知り合いになり、その関係から法律相談したのとは別件の事件で受任に至った例というのは複数ある。

<sup>15</sup> 法律相談の際に、弁護士を紹介してもらいたいと依頼されることがある。当初、筆者は、その都度適当と思われる弁護士を紹介していたのだが、実際に現地弁護士の元に面会にも行かない人が多数いた。筆者としては相談者には、面談のうで断ることも可能であると伝えたいので、現地弁護士にこのような人が来るのでよろしく、と依頼しているのであるから、そもそも面会に行っていただけなければ現地弁護士に対して顔が立たないのである。したがって、そういうことが続いて以降は、具体的事件が存在していてその処理のための弁護士を探している場合や、よほど信用できると思われる相談者以外への現地弁護士の紹介は慎重に行うことにしている。

<sup>16</sup> なお、2016年度および2017年度において、4月は法律相談を実施していない。これは、本事業が1

2015年度

月	件数
2016年1	16
2	11
3	11
計	38

2016年度

月	件数
5	5
6	3
7	3
8	10
9	5
10	8
11	8
12	4
2017年1	6
2	3
3	7
計	62

2017年度

月	件数
2017年5	4
6	2
7	1
計	7

各年度の傾向を見ると、本事業開始年度である2015年度については、3か月のみの実施であったにもかかわらず、相談件数が多い。その理由は明らかではないが、筆者が考える理由としては、事業開始にあたって積極的な広報活動と関係機関への協力要請を行ったことが、まず、挙げられる。これは、在モンゴルの主要企業、モンゴル日本商工会<sup>17</sup>、モ

---

年おきに公募・契約締結している関係で、年度替わりの契約締結までの手続に一定の期間がかかることによる。

<sup>17</sup> モンゴルに進出している日本企業のほとんどは、モンゴル日本商工会（Japanese Business Council in

ンゴル日本人会などの協力によるところが大きい<sup>18</sup>。また、この時期は、それまでモンゴル法の専門家にアクセスする手段があまりなかったと思われる個人事業主の相談が比較的多かった<sup>19</sup>。本事業をきっかけに、それまで相談できなかった法律問題について一度話を聞いてみようかといった人も多かったものと思われる<sup>20</sup>。

---

Mongolia) に参加しており、2017年2月の時点での会員数は54社。商工会の目的は同会の規約によれば以下の通り。

- ①日本・モンゴル両国間の商工業及び経済全般の促進
- ②会員相互の交流と連携
- ③会員の商工業活動発展のために有益な情報交換、非営利事業活動の実施
- ④関係諸団体との連絡・協調
- ⑤主として日本よりの経済ミッションへの対応
- ⑥その他本会の目的達成に必要な非営利事業

<sup>18</sup> 在モンゴル大使館のWEBサイトで広報するとともに、各商社の駐在員事務所などを中心に、影響力が大きく法律問題に関心があると思われる事業者に対し、本事業を積極的に利用していただけるよう、担当者で面談して要請するなどした。また、モンゴル日本商工会およびモンゴル日本人会には、総会等での本事業の紹介、メーリングリスト等を通じた広報活動を積極的に行っていた。さらに、2016年9月からは、毎月1回、筆者がモンゴル弁護士と協力してメールマガジンを発行しており、これをモンゴル日本商工会の会員企業に配布している。また、2016年度には、モンゴル国営モンツァメ通信社が発行している日本語新聞（モンゴル通信）に筆者のインタビュー記事を掲載していただくなどメディアを利用した広報も行った。

<sup>19</sup> モンゴル法へのアクセスが限定されていると思われる個人事業主等が第一に本事業の対象となるべき人たちであり、これらの人が多く相談に来る傾向は望ましいことである。

<sup>20</sup> モンゴルで、特に個人でまたは小規模に事業を行っている人についてみれば、モンゴルの司法制度に対する不信感が非常に強いことが特徴であるといえる。行政から不当な要求をされた、裁判において不当に敗訴したといった相談も多い。筆者は、2010年10月から2017年12月までJICA専門家としてモンゴル最高裁で勤務していたのであるが、その当時からこのような不満を筆者に述べに来る人が相当数いた。

これらの不信の原因は必ずしもモンゴルの司法制度のみに原因があるわけではない。行き違いや、日本人側が不当な要求をしている事例も多い。一例として、モンゴルで抵当権設定者が目的物を自由に利用することを制限する立法が憲法違反であるとの憲法裁判所の判断が2015年末に下されたのであるが、その内容について、抵当目的物を自由利用することを許すとは、モンゴルの司法がめっちゃくちゃならわれであるといった見解を述べ、筆者に意見を求める日本人が多数いた。前提として、日本ではこのようなことは許されないという考えがあり、これは明らかに日本の抵当権のことを知らないのであるが、結果的には、日本と同じことをしてもダメだと言われる訳である。

紛争が訴訟に発展して、裁判官が相手方の親族であるとか、弁護士が裁判官の知人であるとか、相手方が裁判官に賄賂を送ったことが敗訴の原因となったとかの不満を述べる人も多いのだが、これらは多くの場合、誤解であると思われる。(賄賂がないとは言わないが)日本円で数十万円単位の訴額の事件で、裁判官が賄賂を取るとするのはその危険性から考えるとあまり考え難いし、相手方の親族なのであればモンゴル民事訴訟法にも忌避手続はあるのだから、依頼した弁護士に対応してもらえばよい。また、裁判官と弁護士が知り合いであるというのは、日本でもよくある話であり、それが裁判の結果に影響するというのは通常は考え難い。

また、日本人が紛争解決をモンゴル弁護士に依頼した場合、自分が依頼した弁護士に対する不信感が募っていることも多い。裁判手続を長引かせてわざと自分に不利な行為をしているとか、その結果、報酬を多く取ろうとしているとか、さらには相手方に寝返ったとかいう話である。たとえば、モンゴルの民法では契約解除の手続には複雑な手順を要する(詳細は省くが、簡単に言えば日本より一手間多い)。このような解除手続を適法に行うためには一定の期間が必要である。しかし、依頼者である日本人は、そのようなことは分からないので、迅速に、つまり、簡略化して手続を行うことを強く指示する。その結果、モンゴル弁護士はやむなく手続の一部を省略などするのであるが、それが後の訴訟で問題になり、さらに混乱を招いたりして悪循環となるのである。また、モンゴルの民事訴訟では控訴審で40%以上の判決が変更されることもあって、訴訟になれば必ず控訴されるといってもよい。そして、控訴審は一審裁判を詳細に検討するので、審理不尽による差し戻しが非常に多い。モンゴルの民事訴訟においては、

慎重に、争点、主張すべき点を落とさないように気をつけないといけないのであるが、しかし、訴訟に長い時間をかけることを依頼者は嫌がるので、モンゴル弁護士はやむなく依頼者の意向に沿うことになる。じっくりと内容を検討し、必要な手続を履践することができないままに一審を終え、控訴審で一審での不備を指摘されて差し戻され、さらに一層、訴訟に時間がかかるようなこともしばしばである（中には控訴審と一審の間を何回もぐるぐる回っている事件もある）。こうなってしまうと、当然ながら、日本人依頼者の、裁判所やモンゴル弁護士に対する不信感はますます強まる結果となる。

これらの不信感の大きな原因の一つと考えられるのは、もうお分かりのとおり、意思疎通の問題である。モンゴル語が完全に理解できる依頼者であれば問題ないが、そうでない場合、現地弁護士を雇用する場合には通訳等を付けることになるか、英語ができる弁護士を依頼することになると思われる。通訳は必ずしも専門的な法律用語に堪能ではなく、弁護士の言っていることを理解できないから、依頼者に弁護士の言うことが伝わらない（仮に正確に翻訳しても今度は依頼者がそれを理解できないかもしれない）。また、英語については、モンゴル弁護士よりも依頼者の語学力に問題があることが多いだろうと思われる。

このような意思疎通の齟齬をなくす良い方法は、日本語ができるモンゴル弁護士に依頼することである。実際、そのことは在モンゴル大使館も理解しており、大使館の WEB サイトには、日本語対応可能な弁護士リストが掲載されている。しかし、筆者の個人的見解では、このリストは不完全である。なぜそのような偉そうなことが言えるかという、このリストの元ネタであるモンゴル弁護士会発行の弁護士名簿を企画、編集し、作成支援したのは、筆者が担当していた JICA プロジェクトであり、筆者はこの名簿の内容について隅から隅までよく知っているからである。この名簿は、2012 年に作成したものであり、まず、その内容が古いことが問題の第一である。現在では、名古屋大学をはじめとする日本留学経験のある弁護士も相当数増えているが、2012 年の段階では彼らはまだ日本にいたので、それらの人材についてはこの名簿は把握していない。次に、名簿の作成過程である。この名簿は当時のモンゴル弁護士会所属の弁護士に対してアンケート方式で回答を求めて作成したものであり、日本語ができるというのは、あくまで自己申告である。実際には、その中には、挨拶程度の日本語能力の人も存在する。これは筆者が実際に会って話をしているから間違いない。もっとも、呉下の阿蒙ではないが、その後、日本語をブラッシュ・アップして、日本語の達人になっていたらすみませんということになるが。このような人が万ーリストに載っていたとして、その人に相談して適切な日本語による意思疎通ができるとは考え難いことは明らかであろう。

また、モンゴルの弁護士は能力差が大きいというのが筆者の感想である。首都と地方の格差もあるが、首都の弁護士内に限っても格差は大きい。もっとも、弁護士の能力差というのは日本でも当然にあるし、世界中であることだろうが、それでも、日本と比較しても格差は大きいように思う。これは弁護士に限らず、モンゴルの法曹一般に言えることで、弁護士よりも能力が高いレベルで均質化していると思われる裁判官も同じである。例えば、筆者は、消滅時効の意味を理解していない裁判官に遭遇したこともある。このような人は極端であるが、法律を独善的に解釈する法曹は少数ではあるが一定数おり、そのような人に（とりわけ裁判官として）当たった場合には、本当に困ることになる。こういう人はほぼ間違いなく人の話を聴かないし、正論を言えば言うほど自分の偏狭な考えに固執するから、どうしようもない。不運にもそのような弁護士に遭遇した場合には、依頼者は不利益を被ることになるだろう。そのため、本事業においては、弁護士の紹介依頼があった場合、筆者もできる限り適切な弁護士を紹介したのであるが、先に述べたような事情により、また、紹介した弁護士に報酬を支払わないといった不義理をする日本人がいたことも何度かあったことから、紹介は慎重にしているのである。

弁護士に対する不信感と関連して、これはモンゴル弁護士へのアクセスの困難さの問題でもあるのだが、モンゴル弁護士の報酬の問題もある。モンゴル弁護士の報酬は、モンゴルの物価から考えると、相対的に高額である。モンゴルの最低賃金は日本円で 1 万円強であるが、そこから弁護士報酬を想像すると大きく間違ふ。筆者は、モンゴルの弁護士費用について尋ねられた場合、概ね日本の弁護士と同じと考えてくださいと伝えている。

おそらく日本人がモンゴル弁護士に委任する場合、金額が高い、ふっかけられているのではないかと考える人が多いと思う。これは、紛争となっている金額が高額であれば、その金額に応じて弁護士費用も高額になることはしようがない。金額によるが、一般に訴額の 10%程度は最低でも請求されるだろう。報酬の計算は、モンゴルにおいても訴額を基準とした計算式となるので、日本とあまり変わらないこととなる。

しかし、モンゴル弁護士側にも、報酬の不透明さについて誤解を招いている原因がないとはいえない。モンゴルでは、日本人、日本企業である依頼者へ請求する報酬体系と、モンゴル人、モンゴル企業であ

2016年度については、相談件数としては、68件と前年度より倍増しているものの、前年度は3か月のみの法律相談実施であったから、1か月あたりの相談件数は半減している。本事業開始当初の需要が比較的落ち着いてきたとみることができるだろう。

月別でみると、8月から11月にかけてと、1月および3月の相談件数が比較的多い。これは、モンゴルでは、7月はナーダム（夏祭り）、12月はシンジリン・バヤル（新年の祭り）、2月はツァガン・サル（旧正月）といったイベントがあり、休暇をとる人が多く、企業活動も低調化することと関係していると思われる。相談者の大半を占める日本人も、これらの時期を利用して一時帰国などする人も多い。これらの時期の相談件数が減少することはあらかじめ予想されていた。

2017年度については、まだ5月、6月、7月の3か月しかデータがなく、正確性には疑問があるものの、特徴的な傾向として、個人事業主からの相談が0件である点が挙げられる。これは、本事業の目的である、モンゴルの司法へのアクセスが不十分な事業者に裨益するという趣旨からは重大な問題であり、今後は、これら大手企業以外の、小企業や個人事業主に対し、本事業を広報して利用を促す必要がある。このような対象に向けた広報活動に最近あまり積極的でなかったことは、筆者の反省点でもある<sup>21</sup>。

## （2）相談の種類

各年度の相談種類は次のとおりである<sup>22</sup>。なお、件数については、1件の相談で複数の種類の相談がある場合があることから、（1）でみた相談件数よりも大幅に増えている。

2015年度

種類	件数
会社	7
債権債務	8
行政手続（登録等）	3
労働問題	7
税金	3

る依頼者に請求する報酬体系は異なっていることが多い（というか異なっていることが通常と思われる）。とあるモンゴルの大手事務所の例でいうと、モンゴル企業の顧問料の最低額は100万MNT/月であるのに対し、外国企業の顧問料の最低額は3,000USD/月であるとのことである。約5万円と約30万円の違いがあるわけだ。

このようなモンゴル弁護士の報酬の不透明さは、不信感につながっているといえるだろう。ただ、筆者に言わせれば、逆に考えれば、知人の紹介を利用するとか、支払困難な事情をうまく説明するとか、将来の仕事を臭わせるなどすれば、弁護士報酬は値切れる可能性が高いということでもある。また、モンゴルの弁護士報酬は必ずしも、着手金+成功報酬という体系ではないので、成功報酬を多めにするなどして、依頼の際の金銭的負担をできるだけ減らすことも可能である。報酬以外にも、無茶でない限りは依頼者の要求をできるだけ聞いてくれるという人も多く、ある意味で柔軟性があるのはモンゴル弁護士の良い点である。

<sup>21</sup> これらの反省をふまえて2017年6月に、国立モンツァメ通信社発行の日本語新聞「モンゴル通信」紙上で本事業の利用案内を掲載していただいた。

<sup>22</sup> 前述の相談票記載の区分に従った。「その他」にあたる内容については、具体的に記載した。



不動産	9
知的財産	2
その他	
判決内容の解説を求める	2
弁護士の紹介依頼	2
新規事業計画の相談	1
市場調査の方法	1
係争中の訴訟手続	1
法人成り	1
市からの落札事業の運営	1
外国送金	1
法令の邦訳依頼	1
仲裁手続	1
刑事訴訟	1
刑法	1
相隣関係	1

2016年度

種類	件数
会社	21
債権債務	6
行政手続（登録等）	5
労働問題	23
税金	11
不動産	7
知的財産	2
その他	
弁護士の紹介依頼	5
刑事訴訟	5
外国送金	2
契約書	2
EPA	2
仲裁	1
動産担保	1
留置物返還	1
関税	1

モンゴル弁護士の権利義務	1
法律用語の翻訳	1
基金	1
独禁法	1
汚職防止法	1
ビットコイン	1
会社会計	1
投資パンフレットの監修依頼	1
ビザ	1
口上書作成依頼	1

2017年度

種類	件数
会社	3
債権債務	0
行政手続（登録等）	2
労働問題	2
税金	1
不動産	0
知的財産	0
その他	
相続	1
投資パンフレットの監修依頼	1
ビザ	1

2015年度から2017年度合計

種類	件数
会社	31
債権債務	14
行政手続（登録等）	10
労働問題	32
税金	15
不動産	16
知的財産	4
その他	49

合計件数で見ると、会社関係の問題と労働問題が最も多い。

会社関係の問題は、株主総会といった会社の機関の問題、会社設立に関連する問題、出資に関する問題など様々である。会社関係の相談は、内容が幅広く、許認可や会社登録などの行政手続と関連しているものも多いが、会社法や投資法の問題も一定数ある。中には複雑なスキームの取引についての相談や、解釈が微妙な問題についての相談もあるが、概ね明確な回答が可能である。

労働問題については、解雇に関連するもののほかに、企業の外国人労働者数が一定比率に制限されるといったモンゴル特有の問題についての相談がある。日常の給与支給方法や年次有給休暇に関する相談も数多い。いずれにしても、結局労働法に集約される問題、つまり労働法を見れば分かる問題が大半である。日本の労働関係法と大きく異なる部分も多いのだが、それでもこの分野は最高裁判所の解釈なども存在するので、比較的明確な回答がしやすい。

続いて多いのが、税金、債権債務、不動産である。なお、税金は社会保険も含む。税金については、残念ながら、筆者の知識では回答不能な問題が多い。一般税法等の税法についてはある程度の回答が可能であるが、専門的な税務や会計の問題になると会計士や税務当局に相談するよう勧めることが多い。

債権債務については、債権回収、強制執行手続の相談が多い。モンゴルの強制執行については実務に関わっていなければ分からないところも多い。不動産については、土地賃貸借をはじめ、建物賃貸借や敷金についての相談が多い。これらは、調査を要することもあがるが、比較的明確な回答が可能である。

行政手続については、登録関係以外に、特別許可（事業の許認可）についての相談が多い。

知的財産については、特許についての相談は0件であり、すべて著作権についての相談であった。これらは比較的明確な回答が可能な分野である。

その他の分野については、本当に様々な内容となっている。なかでも、弁護士の紹介依頼と刑事訴訟に関する相談が比較的多かった。弁護士の紹介依頼については、紹介を依頼したい事情をよく聴いた上で、自分に合わなければ断ってもよいが紹介した弁護士に一度は面談に行くことを約束してもらったうえで慎重に紹介することとしている。刑事訴訟については、訴訟の見通しや警察に逮捕を要請したいなど、筆者では回答できない内容が多い。また、その他の中には、法令翻訳や口上書の作成依頼など、法律相談の範疇を超えるものもあるが、それらの相談には応じていない。

また、相談全般についてのことであるが、筆者が即答できない問題は原則として時間をいただいて回答するようにしている。筆者が調査しても分からない場合、その都度モンゴルの弁護士や法律コンサルタントに調査を依頼して回答するようにしている。その結果、法律相談の範疇外の相談を除いて、これまではすべての相談について、2、3日以内に回答を行っているはずである。

### （3）相談者の属性

2015年度から2017年度までの相談者の属性については次のとおりである<sup>23</sup>。

		2015年度	2016年度	2017年度
大企業	日本法人	10	20	2
	モンゴル法人	2	6	2
	不明	0	0	0
中企業	日本法人	2	4	0
	モンゴル法人	6	0	0
	不明	0	1	0
小企業	日本法人	0	2	2
	モンゴル法人	9	13	0
	不明	0	0	0
個人事業主	日本人	1	6	0
	モンゴル人	0	0	0
NGO, 公的機関, 学校		8	10	1
合計		38	62	7

この相談者の属性からは、まず、大企業（ほとんどの場合、日本の上場企業の現地駐在員事務所）からの相談が非常に多いことがわかる。次に多いのは、小企業のモンゴル法人である。大企業は駐在員事務所を現地に置いて活動していること、小企業はモンゴル法人を設置していきなり企業活動をしていることが多いことを反映している。

本事業をもっとも多く利用しているのは大企業であり、大企業は法的問題に関心があり、公的サービスへの感度が高いことが、相談件数からも明らかになっている。大企業については、現地に駐在する日本人からの相談が最も多いものの、日本からモンゴルに出張した際に法律相談を利用するという人が一定数いる。これは、現地の駐在員からの紹介によるものと思われるが、大企業に特徴的な動きである。

現地の小企業については、実際に法的紛争に巻き込まれたり、法律問題に直面したりすることが多いこと、日本人経営者も、比較的大使館等からの情報収集に積極的であることから、一定数の相談があるものと思われる。小企業については、大企業と異なり、日本からの出張者が相談に来る例というのはほとんどない。公的機関や NGO についても現地小企業と類似した傾向にあるといえる。

個人事業主については、相談者数が少ない。積極的に大使館等の情報にアクセスしようとする人以外には、本事業についてあまり周知されていないのではないかと想像される。

<sup>23</sup> この大企業、中企業、小企業という分類は、中小企業法による分類等による正確なものではない。各社の正確な資本金や従業員数を調査できなかったことから、あくまで筆者の印象で区分している。大企業は上場企業、小企業は従業員が10人以下程度の企業、その中間を中企業としてイメージしている。日本法人の中にはモンゴルで法人格を有しない駐在員事務所も含んでいる。大企業の日本法人からの相談が多い理由は、これらの駐在員事務所からの相談件数が多数を占めているからである。

相談内容についても、相談者の属性ごとに一定の傾向がある。大企業は、一般的に、問題が大きくなる前に相談に来ていることが多い。少しでも引っかかり、疑問を感じたときに、ある意味気軽に法律相談を利用している感じを受ける。また、モンゴル人弁護士から法律問題について回答を得た上で、セカンド・オピニオンとして法律相談を利用していることも多いようである。このように、問題が顕在化して大きくなる前に、予防的に法律相談を利用するのが大企業の特徴である。NGO、公的機関、学校からの相談も大企業と傾向は同じである。

これに対し、小企業、個人事業主からの相談は、紛争が訴訟に発展してからの相談など、比較的深刻なものが多い。刑事事件についての相談も多い。弁護士の紹介依頼についても、大企業の多くが顧問弁護士の紹介依頼であるのに対し、小企業、個人事業主からの紹介依頼は、ほとんどが、具体的な法的紛争を委任する弁護士の紹介依頼である<sup>24</sup>。

## 5 まとめ

以上、在モンゴル大使館における日本企業支援事業について、現地での法律相談業務に限定して概説した。

2015年度の本事業開始以降100件を越える相談が行われており、法的需要についてみれば、一定の相談数があり、多くはないものの少なくもない程度の法的需要はあるといえるだろう。

また、相談の種類は、会社関係、労働関係を中心とした内容となっており、日本企業支援の内容と概ね重なっているといえるだろう。相談者の利用目的は予防法務、具体的な紛争解決等様々であろうが、一定の効果を上げているものと思われる。

また、相談者の属性を検討する中で、大企業の利用が多く、個人事業主の利用が少ないことがわかった。2015年の段階で個人事業主であったが、翌年には法人になったような相談者もあり、一概には言えないものの、個人事業主や小企業に対する広報活動を積極的に行い、本事業を周知することが必要であることも明らかである。

日本企業がモンゴルでの法律問題に直面した場合、2017年8月現在、現地には常駐している日本人弁護士はおらず、日本国内でもモンゴル法について取り扱っている弁護士は数少ない。そのような環境の中、定期的に、現地で日本人弁護士から日本語による法律相談を受けられることには、モンゴルでビジネスを行う事業者にとっては、一定の安心感を与える以上の効果があるだろう。現地に進出し、また、進出しようとしている日本企業への支援として、本事業は一定の成果をあげていると考えたい。

---

<sup>24</sup> また、小企業においては、紛争になる前の相談としては、会社登録関連の相談が比較的多い。登録については、どのような現地弁護士でも十分に対応できることがほとんどであると思われるが、登録に不備があってはならないという意識が高いのであろう。